

住 所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地
氏 名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春

一般廃棄物処理業許可証

令和元年7月29日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可(更新)については、廃棄物の処理及び清潔に関する法律第7条第1項及び第7条第6項の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

- 許可の種類 一般廃棄物の収集運搬(食品残渣)
- 許可の有効期間 令和 元年 9月 1日 から 令和 3年 3月31日 まで
- 区 域 上牧町内(アピタ限定)
- 許可条件 (1) 許可車両 奈良 101 り 5555
奈良 100 は 3192
(2) 裏面のとおり

令和 元年 8月29日

上牧町長 今 中 富



一般廃棄物収集運搬業の許可条件

1. 一般廃棄物の収集又は運搬の際には、当該廃棄物が飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講ずること。
2. 一般廃棄物の収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上、支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
3. 町外において収集した一般廃棄物を町の処理施設に搬入しないこと。
4. 職員の指示に従い搬入すること。
5. その他町長が必要と認める条件。